

第14回国立大学法人神戸大学学長選考会議議事要録

1. 日 時 平成20年3月14日（金） 午前10時から午後0時20分
2. 場 所 国際協力研究科1階 大会議室
3. 出席者 濱委員、天野委員、河内委員、谷井委員、新野委員、青木委員、石田委員、佐々木委員、正司委員、田中委員、千原委員、中村委員、吉岡委員
（オブザーバー）赤塚監事
（欠席）佐藤委員、平野委員、水越委員
4. 議 題
 - (1) 国立大学法人神戸大学学長選考会議規則の一部改正について
 - (2) 国立大学法人神戸大学学長選考規則の一部改正について
 - (3) 国立大学法人神戸大学学長選考規則実施規程の一部改正について
 - (4) 国立大学法人神戸大学学長候補者推薦実施要項の制定について
 - (5) 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の一部改正について
 - (6) 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用についての廃止及び制定について
 - (7) 国立大学法人神戸大学学長選考会議における学長候補者の選出に関する申合せの制定について
 - (8) 国立大学法人神戸大学学長解任規則の一部改正について
 - (9) 国立大学法人神戸大学学長解任意向投票実施要項の一部改正について
 - (10) 国立大学法人神戸大学学長解任意向投票実施要項の運用についての廃止及び制定について
 - (11) その他

5. 議 事

議事に先立ち、第13回学長選考会議議事要録について、事前を送付した議事要録（案）に対して各委員から修正意見がなかったことから、原案のとおり承認されたものとして学内ホームページで公開された旨、議長から報告があった。

(1) 国立大学法人神戸大学学長選考会議規則の一部改正について

学長選考会議規則の改正案について中村委員から説明があり、意見交換の結果、第2条の「委員が学長候補者となった場合の取扱い」については、学内の申合せの制定が必要であることから、学内の手続きを経て、次回審議することとした。

(2) 国立大学法人神戸大学学長選考規則の一部改正について

学長選考規則の改正案について事務局から説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

① 第5条（学長候補者の推薦）第5項について

- ・ 各推薦区分により推薦人数に条件があったはずであるが、第5項の規定では、推薦代表者である者は推薦書に所定の名簿を添えて提出する必要があるという解釈にはなるが、推薦人数に条件があるとは必ずしも解釈されない可

能性がある。

- ・ 推薦人数に条件がある旨を、明確に規定する必要があるのではないか。
- ・ 第5項を第3項に移動させることで、推薦人数に条件があることが明確になるのではないか。

以上の結果から、第5項を第3項に移動させ、各推薦区分により推薦人数に条件があることを、より明確に規定することとした。

② 第7条（学長候補者の公表）第3号について

- ・ 学外委員が同一の被推薦者を複数で推薦する場合に、いずれかの推薦者が筆頭推薦者となって推薦することを想定して、規則上、「筆頭推薦者名」と表記しているとの説明であるが、「推薦代表者名」と「筆頭推薦者名」という表記があるにもかかわらず、その区分について規定が無いというのは適切ではない。
- ・ 学外委員は、同一の被推薦者を複数で推薦する場合でも、一人ずつ推薦書を提出することとし、「筆頭推薦者名」は削除してはどうか。

以上の結果、第3号の括弧書きの「複数の推薦者がある場合は、推薦代表者名又は推薦筆頭者名」を「第5条第1項第2号及び第3号による推薦にあっては、推薦代表者名」に改めることとした。

③ 第7条（学長候補者の公表）第4号について

学長、理事及び職員を「推薦母体」とすることは相応しくないことから、「推薦母体」を「推薦区分」に改めることとした。

なお、その他の規定については、原案のとおり承認された。

(3) 国立大学法人神戸大学学長選考規則実施規程の一部改正について

学長選考規則実施規程の改正案について事務局から説明があり、原案のとおり承認された。

(4) 国立大学法人神戸大学学長候補者推薦実施要項の制定について

学長候補者推薦実施要項の制定案について事務局から説明があり、原案のとおり承認された。

(5) 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の一部改正について

学長選考意向投票実施要項の改正案について事務局から説明があり、第17（投票結果の告示）について、以下のとおり意見交換を行った。

- ・ 学長選考については、他大学においても様々な問題が生じているところであるが、3つの階層に分けて投票結果を公表することは、学内の構成員から、学長選考会議が学長予定者を決定するに当たって特定の階層の意向を重視したのではないかといった異論が出るなど、問題が生じる要因となるのではないか。
- ・ これまで学内構成員に説明するに当たり、意向投票は選挙ではないこと、また、学長選考会議が主体的に学長予定者を決定する上で多様な情報が必要となることから、順位及び得票数は公表せずに階層別に分けて公表するという主旨の説明を行い、合意形成を図ってきた。
- ・ 階層別に分けるという主旨は理解できるが、問題が生じる可能性があるのであれば、階層別に分けない方がよいのではないか。
- ・ 順位及び得票数を公表するのであれば、意向投票が選挙のように扱われること

となり、学長選考会議が最終決定するかたちにならないのではないかと。

- ・ これまでの議論では、階層別に分けて公表することで問題が生じることを想定してこなかったが、可能性は十分に考えられることから、階層別に分けた公表は行わない方がよいのではないかと。また、階層別に分けなくても、総合的な判断材料となるのではないかと。

以上の結果、投票者の区分に分けた公表は行わないこととした。

なお、その他の規定については原案のとおり承認された。

- (6) 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用についての廃止及び制定について
学長選考意向投票実施要項の運用についての制定案について事務局から説明があり、原案のとおり承認された。
- (7) 国立大学法人神戸大学学長選考会議における学長候補者の選出に関する申合せの制定について
学長選考会議における学長候補者の選出に関する申合せの制定案について事務局から説明があり、原案のとおり承認された。
- (8) 国立大学法人神戸大学学長解任規則の一部改正について
学長解任規則の改正案について事務局から説明があり、原案のとおり承認された。
- (9) 国立大学法人神戸大学学長解任意向投票実施要項の一部改正について
学長解任意向投票実施要項の改正案について事務局から説明があり、原案のとおり承認された。
- (10) 国立大学法人神戸大学学長解任意向投票実施要項の運用についての廃止及び制定について
学長解任意向投票実施要項の運用についての制定案について事務局から説明があり、原案のとおり承認された。

以 上

